

京都市グループ政策連携共創本部設置要綱

制定 令和7年12月22日

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市グループ政策連携共創本部（以下「共創本部」という。）の設置に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、京都市政策連携団体（以下「政策連携団体」という。）とは、京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例第2条第2項に規定する外郭団体等本市が出資を行っている団体、本市が公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項に基づき本市職員を派遣している団体その他団体（以下「外郭団体等」という。）であって、本市と協働して事業等を執行し、又は提案し、本市と政策実現に向け連携するなど、特に市政との関連性が高い団体として、本市が指定した団体をいう。

(設置)

第3条 政策連携団体（政策連携団体の指定を予定する外郭団体等を含む。）の専門性や強みを最大限に発揮するための政策連携の全体方針を統括し、推進するため、共創本部を設置する。

(組織等)

第4条 共創本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、市長を、副本部長は、副市長をもって充てる。

3 本部長代行は、副本部長のうち、行財政局を所管する副市長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が必要があると認めるときは、そ

の職務を代理し、本部長及び本部長代行に事故があるときは、他の副本部長がその職務を代理する。

4 本部員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 総合企画局長
- (2) 行財政局長
- (3) 人事担当局長
- (4) 財政担当局長

(会議の招集及び議事)

第5条 共創本部の会議は、政策連携団体を指定し、又はその指定を解除しようとするとき、その他本部長が必要があると認めるとき、随時招集する。

2 本部長は、会議の議長となる。

3 会議は、第4条に定める者の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席した第4条に定める者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 本部長は、必要があると認めるときは、第4条に定める者以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(幹事会)

第6条 本部長は、必要があると認めるときは、本部に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の構成員は、本部長が指名する。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、行財政局しごとの仕方改革推進室が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、制定の日（令和7年12月22日）から施行する。